

デジタルX線透視撮影システム選定総合評価基準

1 評価項目及び評価内容について

以下の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

【基本項目】

| 評価項目 | 評価内容 | | 配点 |
|--------|-------------------------------------|---------------------------------------|----|
| 提案項目 | 機器性能 | 検査時間が短く、高性能であり、また精細な画像が得られる機器になっているか。 | 30 |
| | 操作性 | 医療従事者が操作しやすい機器になっているか。 | 10 |
| サポート体制 | 故障発生時やバージョンアップの対応等、サポート体制は充実しているか。 | | 10 |
| 納入実績 | 点数（10点）×提案者の納入実績件数／提案者のうち最も多い納入実績件数 | | 10 |
| 価格 | 購入見積額 | 点数（16点）×提案者のうち最も低い見積価格／提案者の見積価格 | 16 |
| | 保守見積額 | 点数（24点）×提案者のうち最も低い見積価格／提案者の見積価格 | 24 |
| | | | 40 |

【加算項目】

| | | | |
|------|-----------------|---------------------------------|----|
| 自由提案 | 周辺機器、関連機器等の機能充実 | 点数（20点）×提案者のうち最も低い費用／提案者の費用 | 20 |
| | 経済性 | 点数（30点）×提案者の経済効果／提案者のうち最も高い経済効果 | 30 |

2 評価の方法について

- ① デジタルX線透視撮影システム購入選定審査委員会の各委員（以下、「各審査委員」という。）は、上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（150点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を落札者として決定する。ただし、評価点が同点の場合は購入見積書の金額に保守見積書の金額を5倍し加えた金額が最も低い者を落札者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を落札者とする。
- ⑤ 納入実績及び価格の点数計算については、小数点以下を切捨てし整数にする。